

標 題：

リベリア籍船用ライフラフトの
火薬について

NK テクニカル インフォメーション

No. 21

昭和59年7月9日

関係船主各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、ライフラフトの機装品リストに含まれる火薬は、1年毎に行われる整備の際にその有効性について十分チェックされ、必要に応じ取替えられることになっておりますが、この火薬がライフラフトの整備実施日と次回の整備予定日の間で製造後3年を超えてしまうような場合、次回の整備予定日が、当該火薬の製造年月日から4年を超えないことを条件に、当該火薬を次回のライフラフトの整備予定日前に取替える必要はない、との指示がリベリア当局からありましたのでお知らせします。

敬 具

